

承認第1号

淡路市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）その他関係する政令及び省令の施行に伴い、淡路市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

淡路市長 門 康 彦

専決第1号

淡路市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）その他関係する政令及び省令の施行に伴い、淡路市税条例の一部を改正する条例を制定する必要が生じたが、特に緊急を要するため、市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第11号

淡路市税条例の一部を改正する条例

淡路市税条例（平成17年淡路市条例第91号）の一部を次のように改正する。
第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の右に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第73条の3中「証明書」の右に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第16項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の右に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の淡路市税条例の規

定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法<u>第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法<u>第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法<u>第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法<u>第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p>
<p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、淡路市手数料条例(平成17年淡路市条例第96号)の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により</p>	<p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(<u>同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>)の閲覧の手数料は、淡路市手数料条例(平成17年淡路市条例第96号)の定めるところによる。た</p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴収しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、淡路市手数料条例の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>3 法附則第15条第2項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第2項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第2項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第2項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第2項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例</p>	<p>だし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴収しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書<u>(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u>の交付手数料は、淡路市手数料条例の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>5分の4</u>とする。</p> <p>3 法附則第15条第2項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第2項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第2項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第2項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第2項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例</p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第27項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第27項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第27項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第27項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第27項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第30項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第35項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>17</u> 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>18</u> 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改</u></p>	<p>で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第26項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第26項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第29項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>17</u> <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p><u>18</u> 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p><u>19</u> 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改</u></p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から</p>	<p><u>修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日か</p>

淡路市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>ら3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 (略)</p>

承認第2号

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）その他関係する政令及び省令の施行に伴い、淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

淡路市長 門 康 彦

専決第2号

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）その他関係する政令及び省令の施行に伴い、淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する必要が生じたが、特に緊急を要するため、市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第12号

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

淡路市国民健康保険税条例（平成17年淡路市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第28条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改

める。

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の淡路市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>